

分別収集計画

福井県大野市

大野市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

大野市分別収集計画

令和 7 年 8 月 1 9 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

平成 1 8 年 4 月から、大野・勝山地区広域行政事務組合によるごみ処理施設並びに最終処分場が稼動となり、循環型社会の構築と最終処分量の削減に向け、「リデュース」（発生抑制）、「リユース」（再使用）、「リサイクル」（再資源化）の 3 R の推進が、これまで以上に求められているところである。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物に大量に含まれている容器包装廃棄物等を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R の推進、並びに最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られるとともに、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制とリサイクルを主体とした循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正処理による地域環境の保全
- ・市民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制や資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 か年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	639t	628t	617t	607t	586t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の事業を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）廃棄物減量等推進審議会の開催

学識経験者、廃棄物回収業者、事業者、住民代表（公募委員を含む）及び関係行政機関で組織し、一般廃棄物の減量等、廃棄物行政に関する重要な事項を審議する。

（2）資源有効利用促進事業補助制度の継続

町内会、婦人会、子ども育成会、PTAなど市内の各団体が、再資源化対象物（古紙類）を回収する活動に対し、回収量に応じて補助金を交付しているが、今後ごみの減量化や再資源化を推進するため、本制度を継続して実施する。

（3）教育・啓発活動の充実

小学校においては、副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取り組みや、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増大、処理経費の増加等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関して、小学校への出前講座、市民への生涯学習講座の開催等、教育啓発活動に積極的に取り組む。

（4）民間事業者による資源化推進

障害者自立支援法に基づき市内福祉事業者が行っている空き缶等の回収・資源化や、大型小売店で取り組まれているトレイや古紙類の回収など、行政だけでなく民間事業者と協力し地域循環型社会形成を推進する。

（5）不要品交換制度

家庭で不要あるいは必要な品物についての情報提供を行い、リサイクルを促

進することにより、ごみの減量化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

ごみ処理施設の状況、最終処分場の残余容量及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、中間処理施設の選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙類（飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装 古紙類（その他の紙）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック資源

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

【容器包装】

(単位：t)

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	21		21		20		20		19	
主としてアルミ製の容器	37		37		36		35		34	
無色のガラス製容器	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17	
	(引渡) 0	(独自 処理) 18	(引渡) 0	(独自 処理) 18	(引渡) 0	(独自 処理) 17	(引渡) 0	(独自 処理) 17	(引渡) 0	(独自 処理) 17
茶色のガラス製容器	(合計) 27		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 25		(合計) 24	
	(引渡) 0	(独自 処理) 27	(引渡) 0	(独自 処理) 26	(引渡) 0	(独自 処理) 26	(引渡) 0	(独自 処理) 25	(引渡) 0	(独自 処理) 24
その他のガラス製容器	(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 11	
	(引渡) 12	(独自 処理) 0	(引渡) 12	(独自 処理) 0	(引渡) 12	(独自 処理) 0	(引渡) 12	(独自 処理) 0	(引渡) 11	(独自 処理) 0
主として紙製の容器包装 であって 飲料を充てん するためのもの(原材料と してアルミニウムが利用さ れているものを除く)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容 器	152		150		147		145		140	
主として紙製の容器包装 であって上記以外のもの	(合計) 27		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 25		(合計) 24	
	(引渡) 0	(独自 処理) 27	(引渡) 0	(独自 処理) 26	(引渡) 0	(独自 処理) 26	(引渡) 0	(独自 処理) 25	(引渡) 0	(独自 処理) 24
主としてポリエチレンテ レフタレート(PET)製の 容器であって飲料又はし ょうゆその他主務大臣が 定める商品を充てんする ためのもの	(合計) 32		(合計) 32		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 30	
	(引渡) 0	(独自 処理) 32	(引渡) 0	(独自 処理) 32	(引渡) 0	(独自 処理) 31	(引渡) 0	(独自 処理) 31	(引渡) 0	(独自 処理) 30
プラスチック資源5品目 (プラスチック資源循環 法に基づく分別対象物)	2		2		2		2		2	
容器包装資源物 合計	330		326		319		314		303	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みについては、直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算出した。

人口変動率については、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が予測した令和12年及び令和17年の本市の将来推計人口を基に算出し、令和6年10月1日現在の人口からの変動率が毎年均等であるものと仮定した。

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
人 28,988 (対前年度比) % 98.37	人 28,509 (対前年度比) % 98.35	人 28,029 (対前年度比) % 98.32	人 27,550 (対前年度比) % 98.29	人 27,071 (対前年度比) % 98.26

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制等を活用して行う。

なお、現在、町内会や市民団体による集団回収に対する資源有効利用促進事業補助制度等については、継続して行うものとする。

（別表 分別収集実施主体）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（法第8条第2項第6号）

大野・勝山地区広域行政事務組合ごみ処理施設（表中「広域施設」とする。）において、選別、圧縮、保管を行う。

（別表 分別収集の用に供する施設計画）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を取り入れるとともに、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会の方々の意見等を反映する。
- ・現在、市が実施している資源有効利用促進事業補助制度など、市民による資源リサイクル事業について支援を行う。

10の別表

分別収集実施主体

容器包装廃棄物

種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等 の段階
スチール製容器	缶類	市主体による定期回収	広域施設
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ビン類		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	古紙類 (飲料用紙パック)		
段ボール	古紙類 (段ボール)		
飲料用紙製容器、段ボール以外の紙製容器包装	古紙類 (その他の紙)		
ペットボトル	ペットボトル		
プラスチック資源	プラスチック資源		

11の別表

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物

種 類	分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	推奨袋 中身の見える袋	パッカー車 ダンプ車	広域施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類 (飲料用紙パック)	ひもで縛る		
段ボール	古紙類 (段ボール)			
飲料用紙製容器、段ボール以外の紙製容器包装	古紙類 (その他の紙)	(小さいものは、紙袋に入れて) ひもで縛る		
ペットボトル	ペットボトル	推奨袋 中身の見える袋		
プラスチック資源	プラスチック資源			